

令和8年度抹茶生産の経営モデル作成等業務委託仕様書

1 業務名 令和8年度抹茶生産の経営モデル作成等委託業務

2 履行期間 契約締結日から令和8年11月13日まで

3 業務の概要

受託者は、香川県において、新たに抹茶生産を開始するための投資効果・コスト分析や収益化可能で持続可能な経営モデル作成を行う。

4 業務の明細

(1) 抹茶生産の現状把握について

国内外における抹茶の生産・販売動向について現状把握を行うとともに、抹茶生産の企業参入等の先進地事例の収集を行うこと。

(2) 抹茶生産の投資効果・コスト分析について

香川県において、下記の条件で新たに抹茶生産を開始するために要する投資効果・コスト分析を行い、設備投資等計画を作成すること。

①経営規模：5ha、10ha、20ha、30ha（茶園面積。工場面積を含まない。）のそれぞれ

②立地条件：平野部、中山間地域のそれぞれ

③分析内容：初期投資費用、各年キャッシュフロー、10年後投資利益率、投資回収期間、その他必要と認める事項

④その他：

- ・抹茶生産にあたっては、国内販売のみの場合と輸出に取り組む場合で分析を行うこと。
- ・各経営規模で生産される茶の加工に必要な加工場の規模に適した土地の取得等に要する費用は別に計上すること。
- ・加工施設・機械の導入に要する費用や茶の新植に伴う未収益期間等について、国における補助事業の活用を考慮すること。
- ・中山間地域においては、新植を行う場合と既存茶園（樹齢20～30年）を活用する場合のそれぞれで分析を行うこと。

(3) 経営モデルの作成について

4の(2)の分析結果に基づき、本県で新たに抹茶生産を開始するための収益化に向けた具体的手法や工程表を含む経営モデルを作成すること。なお、経営モデルの作成は、平野部と中山間地域を別に作成すること。

ただし、4の(2)の分析結果によっては、加工工程の一部を外部委託する経営モデルを作成してもよい。

5 納品方法

委託契約終期までに以下の場所に納品すること。

納品場所	所在地	納品物
香川県農政水産部 農業生産流通課	香川県高松市番町四丁目 1-10 香川県庁本館 19 階	設備投資等計画、経営モデル の PDF データと印刷物 2 部

6 特記事項等

受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、県から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (3) 制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、香川県に譲渡されるものとし、必要に応じて制作物を増刷できるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。なお、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、当該著作物に係る著作権を香川県に譲渡させるものとする。